

— 契約の更新手続きおよび保険料の払込に係る特別措置のご案内 —

弊社では、新型コロナウイルス感染症により影響(※)を受けられたご契約者さまを対象に、継続契約の締結手続きや保険料のお支払いについて、一定期間の猶予措置を設ける特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約のお取扱代理店、または最寄の弊社営業店までお問い合わせください。

※ご契約者さまが新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、ご契約の代理店が休業や業務縮小、対面募集を自粛している場合などにより、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

1. 継続契約の締結手続き

特別措置の開始日から9か月後の末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、特別措置の開始日から9か月後の末日までに手続きをしていただければ、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料の払込み

特別措置の開始日から9か月後の末日までにお支払いいただく保険料につきましては、特別措置の開始日から9か月後の末日(2022年1月31日)を限度にその払込みを延期することができます。(各種積立保険に関しましても同様のお取り扱いとさせていただきます。)

対象地域	特別措置の開始日	猶予期日
全国	2021年4月26日	2022年1月31日(特別措置の開始日から9か月後の末日)